

令和6年6月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和6年6月28日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員9名
- 4 欠席委員
櫻井由典会長
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名
- 7 議題等
第12号議案 農用地利用計画の変更について
報告事項9 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

職務代理	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、9名です。 定足数に達しておりますので、これより6月の農業委員会総会を開催します。 本日、櫻井由典会長が欠席されておりますので、尾張旭市農業委員会規程第3条により、私が会長の職務代理を務めさせていただきます。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
職務代理	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、水野洋子委員、森下幸夫委員をお願いいたします。 本日の付議事件は、第12号議案「農用地利用計画の変更について」が2件、でございますのでよろしくお願いします。 それでは早速ですが、第12号議案「農用地利用計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。

課長補佐	それでは、第 1 2 号議案「農用地利用計画の変更について」説明します。 この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聴くものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が 2 件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。 【番号 1 調書を朗読】 番号 1 の説明は以上でございます。 また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。
事務局	【変更内容個別検討調書説明】 番号 1 の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。
職務代理	それでは、番号 1 を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
荒谷弘美 委 員	6 月 1 7 日、松原圭子委員と現地を調査しました。 申出地は、中央通りを南下し、宮下橋北交差点の手前を左折し 3 0 0 メートルほど進んだところに位置しています。 今回の申出の目的は子供の分家住宅で、申請地のすぐ北には両親の住宅、南東には兄夫婦宅があり、今回の申請地は南西の一角を予定しています。 調査当日、申出者の妻と面接することができ、現在申出者は 3 人家族で両親と同居し、5 人で生活していますが、子供の成長と共に現在の住居が手狭になってきており、今回の申請地に住宅を建築するとのことです。 土地の選定については申出人には所有する土地がなく、やむなく親の保有する他の土地も考えましたが、優良農作地であり、今後も耕作を継続したいとの両親の意向もあり、将来親の介護や成長する子供のことを総合的に考え、本件土地が最適と判断したとのことです。 周辺の影響については、建築予定地の北側、敷地内に合併浄化槽を設置し、雨水、生活排水ともにそこを経由し、西側既存の道路側溝に排水する予定です。 敷地内には雨水桝を設置し、敷地の周りには既存の道路側溝があり、周辺農地や住宅には影響はないものと考えます。以上のことから調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。
職務代理	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 番号 1 について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】

職務代理	質問もないようですので、採決に移ります。番号１について、賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
職務代理	挙手全員により、番号１について賛成することに決定しました。続いて、番号２について、事務局から説明をお願いします。
課長補佐	番号２について、説明させていただきます。 【番号２ 調書を朗読】 番号２の調書の説明は以上でございます。 また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。
事務局	【変更内容個別検討調書説明】 番号２の説明は、以上でございます。よろしくご審議をお願いします。
職務代理	それでは、番号２を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
森下幸夫 委 員	６月１７日、水野郁代委員と現地を調査しました。 申出地は東印場町交差点を瀬戸街道方面に向かって４本目の道路の東側に位置している、市街化調整区域、農用地区域内の農地です。 申出地の南側には住宅が建っており、周辺の住宅化がかなり進んでいます。 申出内容についてですが、現地の西側に申出者の本社があり、車両置場として申出がありました。農用地利用計画の変更後、６か月以内に許可申請がされる予定です。 申請者の事業内容については、車検と修理、整備のほか、未使用車、中古車の販売やレンタカー事業を行っています。 創業以来順調に業績を伸ばしており、現在の３０台程の車両置場ではスペースが不足し、車両置場の拡張が急務となっていました。 申請地を選定した理由は申出人の本社に距離が近く、近隣の治安や人通り等、セキュリティに不安がなく、必要な駐車台数分の広さがあるためです。 申請地は長く耕作放棄地となっており、草が１メートル近く伸び、以前は木も生えていました。近隣からも相談のある土地です。 申請地周辺の影響については、車両置場のため水道の配管や污水排水設備の設置予定はありません。砂利敷きとし、雨水については北側の道路に自然傾斜で排水されます。 西側に畑がありますが、ブロック積みとすることから、周辺農地への影響はないものと考えます。以上のことから、調査員の意見としては、本申出はやむを得ないと考えます。よろしくご審議をお願いします。

水野郁代 委 員	耕作されていない土地であることもあり、本申出はやむを得ないと考えます。
森下幸夫 委 員	申請地は長い間所有者不明農地でしたが、今回の申出にあたり相続人が決定しました。しかし相続人が遠方に住んでおり管理が難しいこともあり、今回の申出となりました。
職務代理	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。 番号2について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
職務代理	質問もないようですので、採決に移ります。番号2について、賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
職務代理	挙手全員により、番号2について賛成することに決定しました。 これをもって本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項9「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」、事務局より報告をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項9「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。 1としまして、農地法第4条による届出が、1件で270平方メートル、主な概要は、印場元町地内で一般個人住宅1件です。 2としまして、農地法第5条による届出が、7件で2,063.07平方メートル、主な概要は、西大道町地内ほかで一般個人住宅6件、露天駐車場1件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。
職務代理	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
職務代理	質問もないようですので、本日の議事はこれをもって終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	今月は特にございません。

職務代理	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は7月26日(金)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。 これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。
------	--